

神奈川県立鶴見支援学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、神奈川県立鶴見支援学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

(目 的)

第2条 本会は、家庭と学校との緊密な連携により、児童生徒の心身の健全な発達を助け、学校の教育目的達成に協力し、あわせて会員相互の親睦と教養の向上をはかることを目的とする。

(方 針)

第3条 本会の方針は、次のとおりとする。

1. 家庭と学校とが連絡を密にし、児童生徒の人間形成を助成するよう努める。
2. 知的障害教育の研究ならびに社会への普及啓発に努める。
3. 教育環境の整備向上に努める。
4. 教育、福祉、文化のため活動する団体や機関と協力しあい、活動の充実に努める。
5. 会員全体の意志を尊重し、特定の政党や宗教にかたよらず、本会の目的以外の営利的行為は行わない。
6. 学校の管理運営、人事には干渉しない。

(会 員)

第4条 本会の会員資格は次のとおりである。

1. 本校に在籍する児童生徒の保護者またはこれに代わる者。
2. 本校の教職員。基本は常勤とする。ただし非常勤の加入も妨げない。

(会員の権利義務)

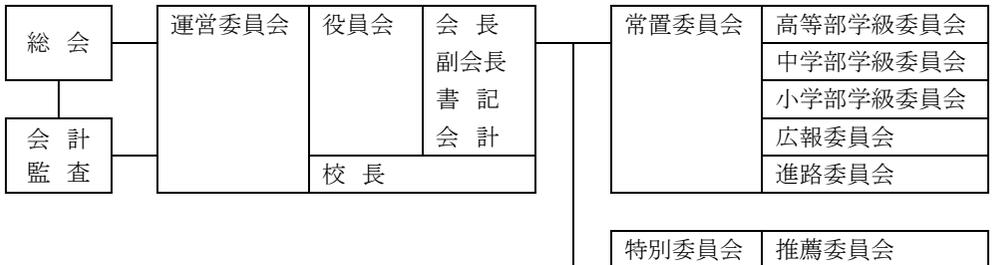
第5条

1. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
2. 会員は会費を納めるものとする。

第2章 組 織

(組織)

第6条 本会の組織は次のとおりとする。



第3章 役員及び会計監査委員

(役員および会計監査委員)

第7条 本会に次の役員及び会計監査委員をおく。

- | | | | | | | |
|------|---|-----------------|---------|---|---|-----------------|
| 1. 会 | 長 | 1人(保護者) | | | | |
| 2. 副 | 会 | 長 | 2人(保護者) | | | |
| 3. 書 | 記 | 3人(保護者2人、教職員1人) | | | | |
| 4. 会 | 計 | 3人(保護者2人、教職員1人) | | | | |
| 5. 会 | 計 | 監 | 査 | 委 | 員 | 2人(保護者1人、教職員1人) |

(役員及び会計監査委員の任務)

第8条

1. 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。また役員並びに校長の意見を聞いて常置委員会及び特別委員会の委員長及び委員を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
3. 書記は、本会の各会議の議事を記録し書類を保管するとともに本会の庶務を処理する。
4. 会計は、本会の会計事務をつかさどるものとする。
5. 会計監査委員は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員および会計監査委員の選出)

第9条 役員及び会計監査委員は、定期総会において役員候補者推薦委員会から推薦された役員及び会計監査委員候補者の中から選出する。

(役員候補者推薦委員会)

第10条

1. 役員候補者推薦委員会は、4月に各学部より選出し、教職員2人を加えて構成し、委員長は委員の互選にする。
2. 役員候補者推薦委員会は、次年度の役員及び会計監査委員候補者を公募し、立候補者を含めて人選を行い、本人の承諾を得て総会に推薦する。
3. 役員候補者推薦委員会の任期は1年とし、自らと配偶者は次年度の役員としない。

(役員及び会計監査委員の任期)

第11条 役員及び会計監査委員の任期は1年とするが再任は妨げない。なお、任期途中で補充された役員及び会計監査委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第4章 集 会

(集会)

第12条 本会は次の集会を開く。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 常置委員会
5. 特別委員会

(総会)

第13条 総会をわけて、定期総会と臨時総会とする。

(定期総会)

第14条

1. 定期総会は、毎年度初・年度末の2回議事を行う。但し年度末総会は書面にて議事の承認を得るものとする。
年度初
 - (1) 前年度の事業報告の承認
 - (2) 前年度の決算報告ならびに会計監査報告の承認
 - (3) 当年度の事業計画の承認
 - (4) 当年度の予算の承認
 - (5) その他特に必要な事項

年度末

(1) 次年度の役員及び会計監査委員の承認

(2) その他特に必要な事項

2. 総会の議案はあらかじめ全会員に通知するものとする。

(臨時総会)

第15条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開くことができる。

(総会の成立及び議決)

第16条 総会は会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席によって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。書面による総会もこれに準ずる。
総会の議長は出席者の中から選出する。

(役員会)

第17条

1. 役員会は会長及び副会長、書記、会計によって構成する。

2. 役員会は、原則として毎月1回開き、次の事項を行う。

(1) 運営委員会に提案される事項を企画・立案する。

(2) 運営委員会に提案される事業執行にかかわる会務を促進調整する。

(3) その他会務の事業執行について運営委員会に報告を行う。

(運営委員会)

第18条

1. 運営委員会は、役員及び常置委員会、特別委員会の正副委員長ならびに校長、教頭によって構成する。

2. 運営委員会は原則として毎月1回開き、次の事項を行う。

(1) 総会の提案される事項を審議する。

(2) 役員及び会計監査委員に欠員が生じたときは、第9条の規定にかかわらずその後任を指名補充する。

(3) 本会会務に企画立案を行い、常置委員会、特別委員会の連絡調整にあたる。

(4) 事業執行に必要な事項を審議し、事業の遂行を促進調整する。

(5) その他必要な事項を審議し、決定する。

3. 運営委員会は委員の2分の1以上の出席によって成立する。

議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(常置委員会)

第19条 本会に次の常置委員会を置く。委員はそれぞれ若干名とする。

1. 学級委員会

学級を単位としてよりよい学習環境をつくる。会員の教養を高め、親睦をはかるための研修会等を計画し実施する。

2. 進路委員会

児童生徒について研修を深め、学校の進路指導に協力する。

3. 広報委員会

P T A広報及び会報等の発行について計画し実施する。

(特別委員会)

第20条 本会に特別委員会を置くことができる。委員はそれぞれ若干名とする。

第5章 会 計

(経費)

第21条

1. 本会の会費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
2. 会費は会員1人当たり月額500円とする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改正

(会則の改正)

第23条 本会の会則を改正するときは、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則

1. 会員及び児童生徒の慶弔については別に定める。
2. 本会則は昭和56年5月9日から施行する。
3. 本会則の一部を改正し昭和58年5月6日から施行する。(事業委員会の設置)
4. 本会則の一部を改正し昭和62年4月22日から施行する。(図書委員会の廃止)
5. 本会則の一部を改正し平成2年2月28日から施行する。(事業委員会の廃止)
6. 本会則の一部を改正し平成6年5月25日から施行する。
(第2章第6条 組織)
(第3章第10条 役員候補者推薦委員会)
(第4章第14条 定期総会) (第4章第17条 運営委員会)
7. 本会則の一部を改正し平成11年5月28日から施行する。
(第1章第3条2. 精神薄弱教育を知的障害教育と改正)
(第1章第4条1. 第7条 父母を保護者と改正)
8. 本会則の一部を改正し平成12年4月1日から施行する。
(特別委員会の設置) (成人委員会、保健委員会の廃止)
9. 本会則の一部を改正し平成13年4月1日から施行する。
 - ・役員(副会長、書記)の人数削減(平成14年度より施行)
 - ・役員候補者推薦委員の選出
 - ・定期総会の議事内容
10. 本会則の一部を改正し平成14年4月1日から施行する。
(第2章第6条、第4章第20条 特別委員会)
11. 本会則の一部を改正し平成15年4月1日から施行する。
 - ・役員(会計)の人数削減
12. 本会則の一部を改正し平成24年4月1日から施行する。
 - ・進路対策委員会の名称を進路委員会と改正
 - ・進路委員会の副委員長2名から1名に改正
13. 本会則の一部を改正し平成24年4月1日から施行する。
 - ・年度末総会は書面での議事承認とする
14. 本会則の一部を改正し平成26年4月1日から施行する。
(第5章第21条2 会費月額500円から600円に改正)
15. 本会則の一部を改正し平成29年4月1日から施行する。
(第5章第21条2 会費月額600円から500円に改正)
16. 本会則の一部を改正し令和5年4月1日から施行する。
 - ・第1章第1条 本会の名称を神奈川県立鶴見支援学校PTAに改正
 - ・第1章第4条2 教職員について追記し改正
 - ・第3章第10条3 推薦委員会の任期と次年度の役員候補対象の制限を追記し改正
 - ・第6章会則の改正 慶弔に関する規定 会員の結婚の場合を削除し改正

慶弔に関する規定

1. 会員及びその子女の死亡の場合は、5,000円の弔慰金を贈るものとする。
2. その他の慶弔等に関する事態が生じた場合は、運営委員会で協議して対処するものとする。
3. 本会から祝い金、弔慰金を受けた場合は返礼しないこととする。